

—会員HP及び情報提供のガイドライン—

『大分県柔道整復師会版』(H25.2 作成)

はじめに：

このガイドラインは大分県柔道整復師会会員の自施術所が運営する HPにおいて、自施術所の情報を提供する際に、その内容が適切であり、国民の信頼を損なわないものとなるように基本要件や不適格事項を本会理事会において検討、作成したものです。

ホームページは「広告規制」の対象になっていないこともあり、誇大広告的な内容を含むようなホームページも一部で見受けられます。本会は柔道整復に対する信頼性を維持し確保していくために、自主的に取り組む姿勢が大事であると考え本ガイドラインを作成しました。

既にホームページを運用されている、あるいはこれからホームページを立ちあげようとする会員施術所におかれましては、是非本ガイドラインをご参照いただき、今後の運用にお役立ていただきたくお願ひいたします。

I、対象

大分県柔道整復師会員とする。

ただし、本会員以外においても、国民の信頼に足るべき柔道整復に関する情報を提供しようとする柔道整復師であれば、信頼でき、かつ分かりやすい情報を提供するために本ガイドラインを指針として取り組まれることを強く要望するものである。

II、目的

本ガイドラインでは、本会員が自らの開設する施術所の患者および地域住民を対象に HP を媒体として様々な施術所情報等を提供する際に、その情報が適切な内容であり、国民全体の信頼を損なわないものとなるように、基本要件および掲載推奨内容、掲載不適内容を提示するものである。

III、基本姿勢

1、関連法規・規則の遵守

- ① 日本柔道整復師会「柔道整復師倫理綱領」
- ② 柔道整復師法、同法施行令、同法施行規則
- ③ 「個人情報保護法」

2、患者・地域住民本位

- ① 最新の情報提供に努める
- ② 広報内容についての質問や苦情に適切に対応する。

3、正確な情報の提供

- ① 誤解の与えないような表現を用いる
- ② 公正かつ公平な広報に努める

IV、HP 作成上の指針

1、見やすさへの配慮

- ① 専門用語は極力避け、分かりやすい表現にする
- ② 背景・文字等のコントラストに配慮する
- ③ 色の識別に意味を持たせない
- ④ 点滅や動きは最小限度にする
- ⑤ 文字は大きめにするか、ユーザーが任意にサイズ変更できるようにする
- ⑥ 各ページにナビゲーションを配置する
- ⑦ 情報は整理して見やすくする

2、使いやすさへの配慮

- ① 丸数字等の機種依存文字は使わない
- ② PDF 等のファイルはなるべく軽くする
- ③ やむを得ず大きなファイルを掲載する場合にはファイルサイズを明記する
- ④ より多くのブラウザで表示できるようにする
- ⑤ <TITLE>タグと内容を一致させる

V、ホームページの内容

1、基本要件

① 施術所ホームページと広告規制の関係

ホームページについては、当該施設の情報を得ようとする者が、URL の入力やネット上での検索により自主的に閲覧するものであり、「情報提供」や「広報」として扱われており、原則的に「広告」とはみなされていない。

しかしながら、患者・地域住民に正確かつ適切な情報提供を行うためには、いわゆる「広告規制」を遵守した内容であることが望ましいので、厚生労働省の「医療広告ガイドライン」沿った内容となっている。また同時に「柔道整復師倫理綱領」「個人情報保護法」の遵守も求められるところである。

② ネット上の情報と広告規制の関係

ホームページがいわゆる「広告規制」の対象外であることは前述の通りである。しかし厚生労働省の「医療広告ガイドライン」では、ネット上の情報についても、以下のようなものは広告と判断され、その内容は規制の対象となる場合があるので、留意されたい。

- ・ 特定の意味を連想させるホームページの URL やメールアドレス
(すぐなおる、NO 1 整骨院など 誇大広告)
- ・ E メールやホームページ上のバナー広告
(媒体に費用を支払って掲載するバナー広告など)
- ・ 検索サイトの検索結果への干渉
(費用を払って意図的上位に表示された場合)

③ 他のホームページへのリンクについて

- ・他のホームページへのリンクを設定する際には、リンク先のホームページ名を明記し「クリックすると別のホームページに移動する」ということを閲覧者に分かりやすく示すべきである。
- ・リンク先でリンクする際の連絡を求めているような場合には、メールで承認を得るなど、適切な対応をとるべきである。ホームページによっては、トップページ以外の各ページへの直接リンクを認めていないこともあるので、併せて注意されたい。
- ・特にリンク先の性格について、制限や規制があるわけではないが、利益誘導型のホームページへのリンクやアフィリエイト（＊閲覧者が特定のリンクを経由して商用サイトにアクセスし、商品購入などを行った場合は、リンク元の管理者に報酬が支払われる）による紹介などは慎むべきである。
- ・リンク先の内容は、むろんリンク元の責任の範疇外ではあるが、内容の更新、ページの削除などが頻回に行われることもあるため、リンク切れなどがないか定期的にチェックすることが望ましい。
- ・また、ガイドラインに則ったホームページ運用をしている旨を示すために、日整や本会のホームページにリンクすることを推奨したい。

④ 著作権・肖像権について

転載許可が明記されているものや一部のフリー素材を除き、出版物やインターネット上にある文章や写真、絵などの画像を許可なくホームページ上に掲載することは禁じられている。それらの引用については、可能なものについてはWeb上のリンクで対応することが望ましいが、どうしても自ホームページ上に直接掲載したい場合には、権利者の承諾を得る必要がある。また写真については、自分で撮影したものであっても、被写体の肖像権に配慮しなければならない。

⑤ 個人情報保護について

H17年の個人情報保護法の施行に伴い「個人情報保護への取り組み」についての院内掲示することが求められているが、施術所ホームページにおいても同様の内容を掲載すべきである。

2、掲載奨励内容

① 基本的な情報

- ・施術所名
- ・院長（管理者）名
- ・アクセス情報（住所、地図、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス）
- ・駐車設備
- ・開設日、施術開始日
- ・各情報の最終更新日

② 施術者、スタッフに関する情報

- ・柔道整復師、スタッフ数、人員配置状況
 - ・柔道整復師や従事者の情報（氏名、役職、略歴 等）
 - ・専門性に関する認定を受けた旨
 - ・他のスタッフの情報（氏名、役職、略歴 等）
- ③ 施術時間に関する情報
- ・施術日、施術時間
 - ・予約による施術の実施の有無
 - ・休日、夜間施術の実施の有無
 - ・救急（応急処置）対応の有無
 - ・平均待ち時間
- ④ 取り扱い保険、法令の規程に基づく指定についての情報
- ・各種保険取り扱い
 - ・労災保険指定
 - ・生活保護取り扱い
 - ・自賠責、交通事故取り扱い
- ⑤ 施術内容に関する情報
- ・施術の方法
 - ・往療の実施の有無
- ⑥ 施術施設に関する情報
- ・施設概要
 - ・ベッド数
 - ・障害者等に対する構造上の配慮
 - ・据え置き型の医療機器等の配置状況
 - ・電子カルテの導入
- ⑦ 外来に関する情報
- ・平均外来患者数
 - ・平均施術日数
 - ・平均患者数
- ⑧ 医接連携に関する情報
- ・紹介可能な他の医療機関名
 - ・紹介可能・共同利用可能な他の施術所
 - ・セカンドオピニオンの実施の有無、実績
 - ・紹介率、逆紹介率
- ⑨ 情報提供に関する情報
- ・施術計画書・施術録等の提供
- ⑩ 施術以外のサービスについての情報

- ・介護サービス
- ・治験
- ・健康指導・健康相談の実施
- ・受診の便宜を図るためのサービス
- ・症例検討会の開催
- ・個人情報の適正な取り組みを確保するための取り組み
- ・治療結果に関する分析・結果提供を行っている旨
- ・患者満足度調査・結果提供を行っている旨

⑪ 外部監査・評価について情報

3、掲載不適格内容

① 虚偽の内容

- ・絶対安全な施術法、非科学的な表現
- ・厚生労働省が認可した〇〇専門柔道整復師 等

② 客観的な事実であると証明できない内容

- ・伝聞や科学的根拠に乏しい情報の引用
- ・医学的根拠のない施術、治療法
- ・体験談
- ・特定の症状に関するリスクを強調することより、受診を誘導するもの

③ 比較広告的な内容（他との比較等により自らの優良性を示そうとするもの）

- ・「〇〇の治療では、日本有数の実績を有する施術所です」
- ・「当院は県内一の〇〇を誇ります」
- ・「芸能プロダクションと提携しています」
- ・「著名人も〇〇柔道整復師を推薦しています」
- ・「日本一」「最高」等優秀性について誤認を与えるおそれがある表現

④ 誇大広告的な内容、当該施術所にとって都合が良い情報等の過度な強調

- ・非常に限定された成功事例等を紹介し、効果を強調するもの
- ・任意の専門資格や施設認定などの過度の強調
- ・自院にとってプラスとなるような口コミ情報のみの掲載
- ・提供される施術の内容とは直接関係ない事項の誇張
- ・知事の認可を取得した施術所です
- ・「勤務柔道整復師〇名」（意図的に古い情報を掲載しているもの）
- ・「〇〇学会、協会施設認定」など活動実態のない団体によるもの
- ・「〇〇センター」（都道府県等で許可等を受けた名称以外のもの）
- ・「無料相談をされた方全員に〇〇プレゼント」

⑤ 広告が可能とされていない事項

- ・専門施術所等 誤認を与える表現

- ・ 著名人が受診している旨（事実であっても優良誤認を与えるおそれがある）
- ⑥ 早急な受診を過度にあおる表現や費用の過度な強調
- ・ 「ただいまキャンペーンを実施中」
 - ・ 「期間限定で〇〇療法が 50 %オフで提供しています」
 - ・ 「〇〇治療し放題プラン 1 万円が 5 千に」
 - ・ 表現や費用の安さの過度な強調
- ⑦ 公序良俗に反するもの
- ・ わいせつ又は残虐な図画や映像
 - ・ 差別を助長する表現
- ⑧ 患者、国民の不安を過度にあおり、受診を促すもの
- ⑨ 誹謗中傷
- ⑩ 必要以上に患者の勧誘を図る内容
- ⑪ 品位を損ねる内容
- ⑫ 医薬品の商品名（薬事法の広告規制による）
- ⑬ 柔道整復師法以外の法令で禁止されているもの
- ・ 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）
 - ・ 健康増進法（平成 14 年法律 103 号）
 - ・ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 35 年法律 134 号）
 - ・ 不当競争防止法（平成 5 年法律 47 号）

4、ホームページに掲載すべき事項（自由診療）

- ① 通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項
- 自由診療は保険診療として実施されるものとは異なり、その内容や費用が施術所ごとに異なるため、その内容を明確化し、料金等に関するトラブルを防止する観点から、当該施術所で実施している治療等を紹介する場合には、治療の等の名称や最低限の治療内容・費用だけを紹介することにより、国民・患者を誤認させ、不当に誘導するべきでなく、通常必要とされる治療内容、平均的な費用や治療期間・回数を掲載し、国民・患者に対して適切かつ充分な情報を分かりやすく提供すること。

② 治療等のリスク等に関する事項

自由診療に関しては、その利点や長所のみが強調され、そのリスク等についての情報が乏しい場合には、当該施術所を受診する者が適切な選択を行えないおそれがあるため、利点のみを強調することにより、国民・患者を誤認させ不当に誘引すべきではなく、適切な選択を支援する観点から、そのリスクなどを情報に関しても分かりやすく掲載し、充分な情報を提供すること。

【*チラシ広告・ポスティング・DM 広告・雑誌広告等に関しては、『柔道整復師法』第 24 条において制限されております。また店舗情報・雑誌記事などにも、是非本ガイドラインを参照いただき誇大広告にならないようお願いします。】